

第 1 8 号議案

公益的法人等への東京都台東区職員の派遣等に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、財団法人台東区産業振興事業団が公益財団法人に移
行することに伴い、規定の整備を図るため提出します。

公益的法人等への東京都台東区職員の派遣等に関する条例
の一部を改正する条例

公益的法人等への東京都台東区職員の派遣等に関する条例（平成15年12月台東区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号を次のように改める。

（6） 公益財団法人台東区産業振興事業団

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。